

令和5年度事業計画

少子高齢化が進む中、医療・福祉サービスに対する需要は増大し、サービス提供内容は多様化してきている。しかし、サービス提供の根幹である医療・福祉人材の確保は非常に厳しい状況であり、当法人においても医療・福祉サービスを継続的に提供するための最重要課題である。

昨年度は当法人でも複数の施設・病棟において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、通所系事業ではコロナ禍前までの利用実績まで戻りつつあるものの、入所事業においてはクラスター発生に伴う利用制限などが響き、経営面では前年度以上に大きな影響を受けた。

今年度は With コロナ（新型コロナウイルスとの併存）として、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各事業の利用促進、経営課題の解決に向けて引き続き取り組んでいく。また、コロナ禍において一般化したWEB会議やWEB研修等を活用するとともに、DX化のさらなる推進を目指す。

一方、県立医療型障害児入所施設整備事業に係る工事も進み、昨年度は若草園の増築改修工事が完了した。現在は若草療育園の増築改修工事を行っており、今年度中には、わかば療育園も移転し、整備事業が完了する予定である。これに伴い、在宅拠点機能を強化するとともに今年度は若草園、若草療育園、わかば療育園による3施設の包括的な運営を円滑に行えるよう、体制を整備していく。

また、地域貢献の観点からも災害・感染時に医療・福祉の提供機能が維持できる体制を整備するため、事業継続計画（BCP）の内容の見直しを行う。

更に人材育成の一環として職員研修の強化を図るため、若手・中堅職員のフォローアップ、管理職員のマネジメント力強化を推進し、若手職員の離職防止や魅力ある職場環境づくりに繋げていく。また、令和6年4月1日から施行される改正医療法で医師に対する時間外労働の上限規制が適用されること等を受け、医師の働き方改革を実施していく。

今後も利用者から選ばれる福祉・医療サービスの提供主体であるためには、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行い、専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには、各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価、見直し及び再構築を行い、優秀な職員の確保、人材育成策の充実等、職員の能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでいかなければならない。

これらのことを踏まえ、指定管理9施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当たっては、次の基本方針を基に、以下の事項を重点的に実施する。

〈基本方針〉

- 1 利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。
- 2 経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。
- 3 ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。
- 4 各施設の専門的機能を活用し、地域福祉の向上に貢献する。

〈重点事項〉

1 利用者から選択される福祉サービスの提供

利用者等のニーズを的確に把握し、利用者等から信頼され、選ばれる福祉サービスの提供に努める。

- (1) 個々のニーズに応じた個別支援の実施
- (2) 医療スタッフを始めとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供

2 経営体制の強化

社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに、常に的確・健全な経営に努める。

- (1) 県立医療型障害児入所施設整備事業完了後、円滑に運営できる体制づくりの整備
- (2) サービスの提供の維持に向けた人員確保
- (3) 収入増に繋がる具体策及び経費削減の実施
- (4) 人的、物的資源の有効活用の促進
- (5) リスクマネジメント体制の充実
- (6) 業務の効率化等によるワーク・ライフ・バランスの改善
- (7) 職場環境改善に向けた職員アンケートの実施

3 質の高いサービス体制の強化

障害者福祉制度の変革の中で、利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため、より一層の専門性の向上を図る。

- (1) 虐待防止対策の強化、利用者の権利擁護に対する取組
- (2) 職員の確保対策として広報活動等の充実
- (3) 研修・教育体制の充実
- (4) 研究・業務改善活動に対する支援策の実施
- (5) 個人情報保護対策及び職員の意識向上
- (6) コンプライアンスの徹底
- (7) 利用者の預り金管理体制の強化

4 専門的機能の活用による公益的な取組等の推進

各施設が有する専門的機能を活用して、地域における公益的な取組を実施するとともに、法人の専門的機能の充実を図る。

- (1) 地域に必要なサービスを提供し、地域医療・福祉に貢献できる取組の実施
- (2) 各種専門職養成校の実習・見学の受け入れに伴う、医療・福祉分野の人材育成
- (3) 障害者スポーツ等の普及・社会参加の促進等を目的とした職員の地域派遣
- (4) 特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の実施
- (5) 障害児の地域生活支援を目的とした巡回療育相談会への理学療法士の派遣
- (6) 障害特性や関わり方を学び、保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等の実施

広島県福祉事業団は、平成28年度から令和7年度までの第三期指定管理期間（10年間）において、医療センター（診療部門）1施設、医療型障害児入所施設（療養介護含む）4施設、医療型児童発達支援センター2施設（内1施設は入所施設に含む）、障害者支援施設2施設、身体障害者福祉センター1施設、計9施設の広島県立社会福祉施設を指定管理者として管理経営します。

さらに、自主事業として、短期入所事業、相談支援事業等を実施します。

【指定管理施設】

◇障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町田口）

◎医療センター	（診療部門）	入院160床
	高次脳機能センター	入院 40床（再掲）
◎若草園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 60人
	（医療型児童発達支援センター）	通所 10人
◎若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53人
◎あけぼの	（障害者支援施設）	入所 40人
		日中 60人
◎スポーツ交流センター	（身体障害者福祉センター）	

◇福山若草園（福山市水呑町）

◎福山若草育成園	（医療型児童発達支援センター）	通所 20人
◎福山若草療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54人

◇障害者療育支援センター（東広島市八本松町米満）

◎松陽寮	（障害者支援施設）	入所148人
		日中163人
◎わかば療育園	（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50人

【自主事業】

◎若草園	○短期入所事業：空床型 4人	○放課後等デイサービス事業：定員 10人
◎若草療育園	○短期入所事業：併設型 7人	
◎あけぼの	○短期入所事業：併設型 8人	○相談支援事業（一般・特定）
◎福山若草育成園	○放課後等デイサービス事業：定員 10人	
◎福山若草療育園	○短期入所事業：併設型 6人	○生活介護事業：定員 10人
	○相談支援事業（特定）	
◎松陽寮	○短期入所事業：空床型 12人	○相談支援事業（一般・特定）
◎わかば療育園	○短期入所事業：併設型 5人	
「はみんぐ」	○児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 20人	
	○障害児相談支援事業	
「きらら」	○生活介護事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業：定員 5人	